

学校いじめ防止基本方針

北海道旭川農業高等学校

令和5年12月1日改定

令和8年4月1日

I いじめ防止に対する基本的考え方

1 目的

この「いじめ防止基本方針」は、国の「いじめ防止対策推進法」(平成25年9月28日施行)および、道の「北海道いじめの防止等に関する条例」(平成26年3月28日北海道条例第8号)、「北海道いじめ防止基本方針」(平成26年8月6日決定、平成30年2月改定、令和5年3月改定)に基づき、本校におけるいじめの防止等のための基本的な方針を定めるものである。

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のための対策に関し、基本理念、関係者の責務や役割、基本的な方針の策定ならびに対策の基本となる事項等を定めることにより、いじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進する。その上で、生徒一人ひとりの尊厳を守るとともに、生徒が多様性を認め、互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境をつくることを目的とする。

2 いじめの定義

次の要件が満たされているものをいじめとして定義し対応する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

- (1) 生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行っていること。
- (2) 心理的または物理的な影響を与える行為であること。
(インターネット等の通信手段を通じて行われるものを含む)
- (3) 行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じていること。

3 基本理念

(1) いじめの基本認識

教職員は次の点をいじめ問題に対する基本的認識として認識する。

- ① いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ③ 多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害・加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ対応する。
- ④ 事案に応じて「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応する。
(ただし、この場合もいじめ対策組織で情報共有し対応する)
- ⑤ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断する。
- ⑥ いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ対応する。
- ⑦ ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮し、早い段階から複数の教員で的確に関わる。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者が一体となって取り組むべき問題であることを常に意識する。

(2) いじめの防止等の対策

教職員は、次のことを旨としていじめ防止の対策を講じなくてはならない。

- ① いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- ② 全ての生徒がいじめを行わないようにすると同時に、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響やいじめの問題に関する生徒の理解を深める。
- ③ いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが最も重要であり、また、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ち、学校、家庭、地域、行政機関その他の関係者が相互の連携の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指す。

(3) いじめの解消

いじめが発生した際には、次の要件を満たしたときにいじめが解消したと判断する。この見極めについては、必要に応じ他の事情も勘案しながら、いじめ対策組織を活用し判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
(少なくとも3か月を目安とする)
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

II 基本的施策

1 いじめの未然防止

(1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動をとおして道徳教育の充実を図るとともに、予防的な生徒指導を促進することを目指し、次の取り組みを行う。

- ① 前学期始業式および新入生オリエンテーション、生徒指導部だよりをとおし「いじめの定義」を説明し、「いじめは絶対に許されない行為である」ことを周知する。
- ② 授業や実習をとおして、自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら課題を克服する力を醸成する。
- ③ 教職員は生徒理解に努め、信頼関係を築くとともに、不適切な認識や言動、差別的な態度で生徒を傷つけることのないよう注意を払う。
- ④ 学力に対する自信のなさや、不安に伴うひやかし・からかいなどを防ぐためにも、「わかる授業」の徹底を図る。
- ⑤ 年度当初より、授業規律について徹底するとともに、コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業を実施する。
- ⑥ 全ての教育活動において、「人として」の心遣いや優しさを指導する。
- ⑦ 科目「農業情報処理」において、情報モラル教育を実施する。
- ⑧ 生徒会活動をとおして主体性や規範意識、帰属意識を高められるようにする。
(旭農祭、体育祭、野球全校応援、生活向上運動、対面式、壮行会等)

(2) 保護者、地域、関係団体等との連携を図り、生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上やいじめ防止に資する教育活動を促進する。

(3) 保護者および教職員等に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を行い、様々な手段(通信・Web ページ、SNS 等)を通して、地域や保護者に学校の現状を周知する。

(4) 次の生徒については、特に配慮をし特性を踏まえた指導や支援を行う。

- ① L G B Tのほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ生徒（性的マイノリティ）
- ② 発達障がい、精神疾患、健康課題のある生徒や支援を要する家庭状況（経済的困難）、生徒の家庭での過重な負担、外国人生徒等）などにある多様な背景を持つ生徒
- ③ 東日本大震災やその他の震災で被災した生徒、原子力発電所事故により避難している生徒

2 いじめの早期発見

(1) いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見・早期解消につなげるため、学校生活内での観察を行う。

- ① 日常の学校生活において、生徒の変化等の気になることがあった場合、5W1H（いつ、誰が・誰と、どこで、何を、どうした）をメモし、担任に報告する。
- ② 担任は、学年団および養護教諭に相談するとともに、生徒の変化を記録し、保護者の協力を得、家庭内の様子を含めて連絡を密にする。
- ③ 生徒との雑談や実習時に、生徒たちの様子に目を配り、共に過ごす機会を積極的に設ける。
- ④ 担任は教育相談の充実を図り、少なくとも学期に1回以上の個人面談を実施する。
- ⑤ いじめ対策組織（生徒指導部会）等をとおして情報交換を実施する。

(2) 定期的にいじめ把握のためのアンケート調査を全校一斉に実施する。

- ① 少なくとも学期に1回以上の実施とする。
- ② 教室はあらかじめ机と机の間隔を十分に取り、机を整頓しておく。
- ③ 調査の目的を丁寧に説明し、生徒が落ち着いてから回答開始を指示する。
- ④ 回収は封筒に入れて行う。すべての生徒の回答が終了するまで回収しない。

(3) 「ネットいじめ」を発見するためのインターネットパトロールを定期的に行う。

- ① 不適切な書き込みがあった場合は、内容を記録・保存するとともに発信者本人が特定されるものは、直ちに削除させる。
- ② 削除できない場合は、該当サイトの管理者等に連絡または警察等へ相談する。

3 いじめ対策組織

(1) 組織の構成

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめ防止委員会といじめ対策委員会を構成する。

(2) いじめ防止委員会

生徒指導部内に設置し、生徒指導部員が管理職・関係機関・生徒会執行部と連携しながら次の業務にあたる。

- ① いじめがおきにくい、いじめを許さない環境づくり
- ② 生徒・教職員からいじめの相談・通報を受け付ける窓口
- ③ 本方針における学校いじめ防止プログラムに基づく、取り組みの企画と実施
- ④ 本方針の定期的な見直し
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめを防止するためのネットパトロール
- ⑥ 旭川市生徒補導協会との連携による情報収集

(3) いじめ対策委員会

いじめを認知した際に事実の状況により、次のとおり、メンバーを構成し業務にあたる。

- ① 構成員は校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部員、学年主任、該当担任、該当部活動顧問、養護教諭、特別支援コーディネーター、教科担任、スクールカウンセラー等とし、関係生徒と関

わりのある教員を中心にその都度構成する。

② いじめ対策委員会の報告窓口は、教頭・生徒指導部長とする。

③ 内容や必要に応じて、指導・支援対応者、対処プランを決定する。細部は4事案対処のとおりとする。

(4) いじめ対策組織は、いじめ防止基本方針に基づく対策について、実施状況を定期的に点検及び評価し、見直しを行う。

① 中間および年度末評価により、生徒指導部組織として評価・反省をおこない、次年度に向けての改善を図る。

② 状況により年度内でも取り組み内容の変更を図る。

4 事案対処

(1) 日常生活やアンケート、生徒からの相談により、いじめの事実があると思われるときは、生徒が在籍するクラスの担任および生徒指導部へ報告をする。

(2) いじめの通報を受けたときなど生徒がいじめを受けていると思われるときは、生徒指導部が速やかに学年・管理職と相談しながら事実確認を行い、適切な措置をとる。同時にいじめ対策委員会の構成メンバーを決定し、組織として対応する。

① いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を速やかに調査する。

② 生徒が情報提供者である場合はその生徒を守るため、休み時間や放課後においても目の届く体制を整備する。

③ これまでの調査資料の再分析や必要に応じて、新たな調査を実施する。

(3) いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、複数の教職員によって、継続的に対応する。

① いじめを受けた生徒には相談体制を一層充実させ、各分掌との連携を積極的に図り、徹底して守りとおす。

② いじめを行った生徒に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないように、一定の教育的配慮の下に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させるとともに、いじめの背景に目を向け、人格の発達に配慮するなど教育的な配慮のもと、健全な人間関係を育めるよう成長を支援する目的で指導する。

③ いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめられる生徒を守るために、いじめる生徒に対し出席停止の措置を講じたり、警察等適切な関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとる。特に、暴行や恐喝等犯罪行為に当たるようないじめを行う生徒については、警察との連携を積極的に図る。

(4) 担任は、いじめに関係した生徒の保護者間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報を保護者と共有するなど必要な措置を講ずる。また、両方の保護者ともに情報の共有を行い、保護者を含めて解決を図る。

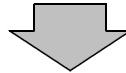
(5) いじめが犯罪行為と認めるときは警察と連携して対処し、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

事案対処マニュアル

北海道旭川農業高等学校

発
見

生徒や保護者等からのいじめに係る報告・相談を受けたり、アンケート調査等いじめと疑われる事案を発見した教職員は、報告窓口の各学年の生徒指導部へ報告する。
(5W1Hで報告する)



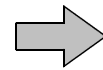
事
案
対
処

●指導・支援担当の教職員「いじめ対策委員会」 ※いじめの認知

校長、教頭、生徒指導部長、生徒指導部員、学年主任、該当担任、該当部活動顧問、養護教諭、特別支援コーディネーター、教科担任、スクールカウンセラー等で編成

●役割分担 次の担当を置く

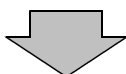
- 事情聴取・調査・事実関係の把握・整理・分析・いじめ解消の判断
・まとめ担当
- 対応策の検討（緊急対策・根本的対策）担当
- 情報共有・調整担当



対処プラン決定
職員会議

対処プランの内容（例であり、事案により対応者や対処内容は異なる）

内 容	対 応 者	対 処 内 容
被害生徒のケア	担任・養護教諭	教育相談の実施
被害生徒の保護者対応	学年主任・担任	支援計画の説明、加害生徒の状況報告
加害生徒の指導・支援	生徒指導部	いじめの非を気付かせ、謝罪意識の醸成
加害生徒の保護者対応	担任・生徒指導	指導・支援計画と被害生徒の状況報告
外部機関との連携	教頭・指導部長	関係機関への相談



解
消

被害生徒とその保護者の聴き取りを実施し、いじめ解消の要件に基づき判断する。
いじめ対策委員会の協議により総合的に判断する。

Ⅲ 重大事態への対処

重大事態とは事実関係が確定した段階で、重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

次に掲げる重大事態が発生した場合には、速やかに北海道教育委員会を通じ北海道知事へ報告し、北海道教育委員会と協議のもと対処する。

- (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 精神性の疾患を発症した場合
 - ③ 身体に重大な障害を負った場合
 - ④ 高額の金品を奪い取られた場合
- (2) いじめにより生徒が相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ① 年間の欠席が30日程度以上の場合(いじめが原因での不登校)
 - ② 連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- (3) 生徒や保護者から、いじめにより上記の重大事態に至ったとの申立てがあったとき。

Ⅳ 年間実施計画

月		未然防止の取り組み・関係する行事	早期発見のための取り組み
4	P	いじめ防止基本方針の説明【入学式・始業式】	校内研修 ネットパトロール
5	D	相談カード配布 【教育相談・生活向上運動】	アンケート調査の実施 HRにおけるいじめ防止の取組
6		指導部だより発行 【教育相談・生活向上運動】	クラスごとの個人面談実施
7	C	【旭農祭・交通安全街頭指導】	
8	A	前期の活動評価・反省【教育相談・生活向上運動】	
9		前期の課題改善 【体育祭・交通安全街頭指導】	アンケート調査の実施
10	P	後期の方針確認 【収穫感謝祭】	アンケート調査の実施
11	D	【教育相談・生活向上運動】	
12		指導部だより発行	アンケート調査の実施
1	C	後期の活動評価・反省	
2	A	いじめ防止基本方針の見直し 【教育相談・生活向上運動】	
3		次年度いじめ防止基本方針の確認	

V いじめ早期発見のためのチェックリスト

以下のチェックリストを活用し、生徒に異変がないかを確認する。

いじめ発見のためのチェックリスト

北海道旭川農業高等学校

日常の行動や様子等

生徒氏名

- 遅刻・欠席・早退が増えた。 []
- 保健室などで過ごす時間が増えた。または、すぐに保健室に行きたがる。 []
- 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。または訪問する。 []
- 教職員の近くにいたがる。 []
- 登校時に、体の不調を訴える。 []
- 休み時間に一人で過ごすことが多い。 []
- 交友関係が変わった。 []
- 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。 []
- 表情が暗く（さえず）元気がない。 []
- 視線をそらし、合わそうとしない。 []
- 衣服の汚れや擦り傷、傷み等が見られる。 []
- 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、隠されたりする。 []
- 体に擦り傷やあざができていくことがある。 []
- けがをしている理由を曖昧にする。 []

授業の様子

- 教室にいつも遅れて入ってくる。 []
- 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。 . . . []
- 発言したり、ほめられたりすると冷やかしやからかいがある。 []
- グループ編成の際に、所属グループが決まらず、孤立する。 []
- グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 []

放課後の様子

- 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。 []
- ゴミ捨てなどいつも人の嫌がる仕事をしている。 []
- 一人で下校することが多い。 []
- 一人で部活動の練習の準備や後片付けをしている。 []
- 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなど言い出す。 []
- 部活動の話題を避ける。 []